

口蹄疫等の発生時における応急対策に関する基本協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と社団法人鳥取県建設業協会（以下「乙」という。）とは、口蹄疫又はこれに準ずる家畜伝染病（以下「口蹄疫等」という。）が発生した場合に、そのまん延を防止するために行う応急対策（以下「応急対策」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、口蹄疫等が発生した場合における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象業務）

第2条 応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）のうち、この協定により甲が乙に協力を要請するものは、次のとおりとする。

- （1）家畜の埋却処分のための埋却溝（以下「家畜埋却溝」という。）の掘削及びその不浸透性シートでの被覆
- （2）埋却する家畜等の積込み、家畜埋却溝への投入及びその埋戻し
- （3）家畜埋却溝への消石灰の散布
- （4）その他甲が必要と認める作業

（協力要請）

第3条 甲は、前条に掲げる応急対策業務について、乙の会員が保有する建設資機材及び作業員の応援が必要と認めるときには、乙に協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 応急対策業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、当該地域において同種の作業に通常必要とされる費用の額を基準として、甲乙協議して定める。

（細目協定）

第5条 この協定を実施するために必要がある場合には、その細目について、甲の各総合事務所長と乙の各支部長は協定を締結するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鳥取県農林水産部農地・水保全課長、乙においては社団法人鳥取県建設業協会事務局長とする。

（効 力）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもつ

て協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月20日

甲 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県

鳥取県知事

平井伸治



乙 鳥取県鳥取市西町二丁目310番地
社団法人鳥取県建設業協会

会長

野津一成

